

# テナントパートナーアルファ TENANT PARTNER $\alpha$

(テナントビジネス基本特約付テナント総合保険)



## テナント特有のリスクに対応した保険をご提案します!!

### 1. 貸主さんへの賠償損害に備えて

#### ●借家人賠償責任補償条項

被保険者(注)の不注意から生じた、火災・破裂・爆発、給排水設備からの水濡れ等により借りている建物に損害を与えた場合に、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。(注)被保険者:保険の補償を受けられる方をいいます(以下、同様とします。)



ガス爆発を起こし、テナントスペースの修理費の請求を受けた。

### 2. お客さまや第三者への賠償損害に備えて

#### ●施設賠償責任補償条項

施設の管理の不備、施設の用法に伴う仕事の遂行による偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり、他人の財物に損害を与えたりした場合に、被害者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



管理の不備により、施設内の階段の手すりが落下し、来場者にケガをさせた。

#### 充実補償

##### 漏水補償

給排水設備から水漏れを起こし、階下の店舗に損害を与えた。

##### 人格権侵害補償

お店の広告を出したところ、表示方法に問題があり、名誉き損による損害賠償を請求された(1事故・保険期間中500万円限度)。

##### 財物の損壊を伴わない使用不能損害補償

ガス漏れを起こし、爆発はしなかったがビル内にガスが充満し、他の店舗の営業を休止させてしまった(1事故500万円限度)。

##### オーナーお詫び費用補償

対象施設内において賠償事故を発生させた際、事故発生についてのオーナー(借用施設の所有者)へのお詫び品購入費用(1事故2万円限度)。

#### 支払限度額・免責金額(\*)について

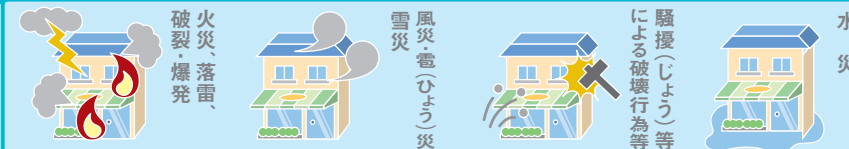
- ◆支払限度額は、借家人賠償責任補償・施設賠償責任補償共通、かつ、身体賠償・財物賠償共通であり、1事故1億円です。
- ◆免責金額は、借家人賠償責任補償・施設賠償責任補償共通、かつ、身体賠償・財物賠償共通であり、1事故1万円です。
- (※)免責金額:お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります(以下、同様とします。)

お支払いする主な保険金の詳細につきましては、重要事項説明書をご参照ください。

### 3. 大切な設備・什器等の損害に備えて

#### ●物損害補償条項

対象施設内に収容されている被保険者が所有する設備や什器等に、下記の事故により生じた損害を補償します。



このほかに、●盗難 ●給排水管からの水漏れ ●その他偶然な事故(破損等)

#### 支払限度額・免責金額について

- ◆設備・什器の損害に対する支払限度額は**100万円~1,000万円**まで、100万円単位で設定いただけます。ただし、貴金属等は1個または1組に対し30万円が限度となります(複数に損害が生じた場合は合計で100万円が限度となります。)
- ◆設備・什器の損害に対する保険金は再調達価額(\*)を基準に実際の損害額をお支払いします。ただしリース・レンタル品、貴金属等は時価額でのお支払いとなります。
- (※)再調達価額:保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再取得するのに必要な金額。
- ◆免責金額は1万円です(申込書裏面別表記載の事故、および風・雹・雪・水災によって生じた損害については免責金額を適用しません。)

#### 充実補償

業務用通貨・業務用預貯金証書の盗難を補償!!

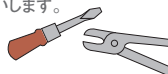
- 業務用通貨の盗難: 100万円限度(1事故につき)
- 業務用預貯金証書の盗難: 500万円または設備・什器の支払限度額のいずれか低い額限度(1事故につき)



#### こんな費用も補償 各種費用保険金の詳細につきましては、重要事項説明書をご参照ください。

##### 修理付帯費用保険金

火災・落雷・破裂・爆発により、損害が生じた設備・什器等の復旧にあたり発生した仮修理費用等をお支払いします。



##### 建具等修理費用保険金

賃貸借契約に基づき負担する偶然な事故により損害を受けた建具等の修理費用をお支払いします。



##### 残存物取片づけ費用保険金(焼け跡の整理・清掃費用、リサイクル費用等)

事故後の残存物の取片づけに必要な費用をお支払いします。



##### 失火見舞費用保険金

火災、破裂・爆発によって、他人の所有物(近隣建物・賃借建物など)に損害を与えた場合のお見舞費用をお支払いします。



## セット可能なオプション

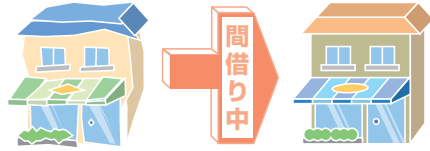
### 休業損失補償特約

火災、風災、水濡れ、盗難等の事故により、休業しなければならなくなった場合に生じた損失および休業日数を短縮させるための費用を補償します（保険金額：1日あたり2万円または3万円から選択、約定復旧期間：3ヶ月）。



### 営業継続費用補償特約

借りている建物等が損害を受けたため、仮店舗開設に要した費用等の営業継続費用について、保険金をお支払いします（保険期間中500万円限度、復旧期間：最長12ヶ月）。



### 保険金をお支払いする場合（休業損失補償特約・営業継続費用補償特約共通）

- (ア) 偶然な事故により、対象施設の所在する建物等・敷地内にある被保険者の占有する物件（自動車、有価証券、稿本等は除きます。）、または対象施設の所在する建物等に隣接するアーケード等が損害を受けた結果生じる休業損失または営業継続費用
  - (イ) 対象施設において生じた水漏れ、対象施設の所在する建物等における犯罪等の異常事態、または不測のかつ突発的な事由によるユーティリティ設備（電気、ガス、熱、水道、電信・電話等）の機能が停止したことによるユーティリティの中断の結果生じる休業損失または営業継続費用
  - (ウ) 火災、落雷、破裂、爆発、風災、電（ひょう）災、雪災、水災等により、商品・製品等を直接被保険者に供給する者または直接被保険者から受け入れる者の日本国内で占有する物件が損害を受けた結果生じる休業損失または営業継続費用
- ※休業損失補償特約では、(ア) (ウ)の事故のうち申込書裏面別表記載の事故以外、または(イ)の事故については、事故発生時を含む日の午前0時から24時間を経過した時以降が補償の対象となります。

### ◆ ご契約のお手続きの際にご確認ください ◆ 申込書記載内容も、あわせてご確認ください。

◆対象となる事業者	テナントとして実際に営業を行っている皆さま
◆対象となる用法（業種）	(1)小売・卸売店 (2)事務所(※) (3)料理・飲食店 (※)事務所には次の用法を含みます。 (詳細は「申込書裏面、2.「事務所」の用法について」をご参照ください。) ①建物施設内にてサービスを実施・提供する事業におけるその施設の用法。 ただし「宿泊業」「学校教育・社会教育」「スポーツジム・フィットネスクラブ」等を除きます。 ②「警備業」「運輸業」等の建物施設外にてサービスを実施・提供する事業における作業を伴わない本社・支店・営業所等の事務所の用法。
◆対象となる借用面積	330m <sup>2</sup> 未満
◆保険料の算出	建物構造(耐火・非耐火)、借用面積区分(6区分)、用法(3種類)、保険期間により決定します。
◆保険期間	1年・2年・3年
◆払込方法	一時払・集団扱（一括払）

●保険料お支払の際は、「初回保険料口座振替特約」をセットされた場合などを除き、富士火災所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。●ご契約後、1か月経過後でも保険証券が到着しない場合は、弊社取扱営業店にご照会ください。●事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・営業社員またはセイフティ24コンタクトセンターまでご連絡ください。●ご契約後、お届けの住所、電話番号が変更となった場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご連絡ください。●このパンフレットの内容は概要の説明です。詳しくは取扱代理店・営業社員にご照会ください。●弊社の損害保険集金人（代理店・営業社員）は保険契約締結の代理権および告知受領権を有していますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っていきます。●複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理、代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

## 富士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20  
TEL.03-5400-6000（大代表）  
http://www.fujikasai.co.jp/

## ■保険金をお支払いできない主な場合■

### 《賠償責任補償条項（共通）》

- ご契約者・被保険者またはこれらの法定代理人（ご契約者または被保険者が法人である場合は、その理事・取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意による損害賠償責任
- 戦争、内乱、騒擾（じょう）、労働争議による損害賠償責任
- 地震・噴火・洪水・津波による損害賠償責任

など

### 《賠償責任補償条項（借家人賠償責任補償条項）》

- 汚損、すり傷その他単なる外観上の損傷であって借用施設の機能に支障をきたさない損傷による損害賠償責任。ただし、これらの損害が他の損傷と同時に発生した場合を除きます。
- 煙・臭気付着等の損害による損害賠償責任
- 借用施設に生じた真空管、ブラウン管、電球等の管球類の損壊による損害賠償責任。ただし、借用施設の他の部分と同時に生じた損壊を除きます。

など

### 《賠償責任補償条項（施設賠償責任補償条項）》

- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が業務の従事中に被った身体の障害による損害賠償責任
- 対象施設の修理、改造、取りこわし等の工事による損害賠償責任
- 人・動物に対する診療、治療等の医療行為および医薬品・医療器具の調剤、調整、投与、使用方法の指示による損害賠償責任
- 弁護士、会計士、建築士、設計士等が行う専門的職業行為による損害賠償責任
- あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等による損害賠償責任
- 理容、エステティック等の美容または身体の整形による損害賠償責任
- 被保険者の占有を離れた商品・飲食物等による損害賠償責任
- 仕事の完成または放棄の後の仕事の結果による損害賠償責任

など

### 《物損害補償条項》

- ご契約者・被保険者またはこれらの法定代理人（ご契約者または被保険者が法人である場合は、その理事・取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- 戦争（宣戦の有無を問いません。）、内乱、その他これらに類似の事変または暴動による損害
- 差押え、取用、徴発、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使による損害（ただし、消防・避難に必要な処置によって生じた損害に対しては保険金をお支払いします。）
- 自然の消耗、性質によるさび・かび・変質・変色その他これらに類似の事由またはねずみ食い・虫食い等による損害
- 万引き等による損害
- 詐欺・横領、紛失・置忘れによる損害
- 保険の対象を加工する場合の加工中のものに生じた損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- 欠陥による損害
- 電氣的事故または機械的事故による損害（ただし、これらの事故により火災、破裂・爆発が発生した場合を除きます。）
- 保険の対象のうち、真空管、ブラウン管、電球等の管球類または液晶に生じた損害（ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。）
- 汚損・すり傷その他単なる外形上の損傷であって保険の対象の機能に直接関係のない損害（ただし、これらの損害が他の損害と同時に発生した場合を除きます。）
- ディスク等の記録媒体に記録されているプログラム、データ等のみに生じた損害

など

### 《休業損失補償特約・営業継続費用補償特約共通》(※)

- ご契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触による損害
- 事故の際における紛失または盗難による損害
- 万引き、詐欺、横領による損害
- 冷凍（冷蔵）装置または設備の破壊、変調または機能停止によって生じた温度変化による損害
- 腐食、浸食、欠陥、自然の摩滅・消耗・劣化、性質による発火・爆発・蒸れ・腐敗・さび・かび・変質またはねずみ食い・虫食いによる損害
- 偶然な外来の事故によらない電氣的事故または機械的事故による損害
- 動物または植物に生じた損害

など

(※)《休業損失補償特約・営業継続費用補償特約共通》に記載の損害により、休業損失補償特約および営業継続費用補償特約の「保険金をお支払いする場合」(イ)が生じた場合には、補償の対象となります。

商品・契約内容に関するお問い合わせは…

**富士火災お客さまセンター**  
**0120-228-386**

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。  
●平日：午前9:00～午後6:00（年末年始を除きます。）  
●土日祝：午前9:00～午後5:00（除きます。）

電話書信におかけの際は…

ご不満・ご要望のお申し出は…

**富士火災お客さまの声室**  
**0120-246-145**

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。  
●平日：午前9:00～午後7:00（年末年始を除きます。）

弊社との間で問題を解決できない場合は…

一般社団法人  
日本損害保険協会 **そんぽADRセンター**  
**0570-022-808**

※PHS・IP電話からは03-4332-5241  
●平日：午前9:15～午後5:00（12月30日～1月4日を除きます。）  
※電話料金はお客さま負担となります。

事故の受付・ご相談は…

富士火災 **セイフティ24コンタクトセンター**  
**0120-220-557**

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。  
24時間・365日受け付けております。

お問い合わせは

〒16.5. 40,000 (F3305) (SW) (F023S)